最終更新日：2017年6月29日

リズム時計工業株式会社
代表取締役社長 樋口　孝二
問合せ先：企画部　048-643-7244
証券コード：7769
http://www.rhythm.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、下記「経営理念」に基づき、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、株主をはじめとする様々なステークホルダーと良好な関係を築き、社会動向などを踏まえ、透明・公正な意思決定を行い、適宜必要な施策を実施して参ります。

『経営理念』　［基本理念］　たゆみない創造と革新を続け、豊かで楽しい安全な社会づくりに貢献する
・人々に喜ばれる製品、サービスを創造する
・世界の国々における取引を通じ関係者の繁栄を図る
・活力ある企業風土を築く
［社　訓］　・質実剛健の精神
(行動規範・リズムスピリット)　・科学性（合理性）に徹する精神
・明朗強調（和）の精神

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

［補充原則1－2(4)］（議決権の電子行使及び招集通知の英訳等）
当社は、機関投資家が議決権を行使しやすい、環境の整備や海外株主に向けた英文による情報提供が必要と認識しています。
外国人及び信託口株主の保有する議決権比率が一定期間において継続して30%を超えた場合にこれらを検討いたします。
また、上記要件を満たさない場合においても、当社の株主構成を総合的に検討し、任意に実施することも検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

［原則1－4．いわゆる政策保有株式］
1. 政策保有に関する方針
投資目的以外の目的で保有する株式の保有は、業務提携、取引の維持・強化等の保有目的の合理性等を基本方針としております。
同株式の買い増しや処分の要否は、当社の成長に必要かどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で、毎年1回担当取締役による検証を行い、取締役会に報告いたします。

2. 議決権の行使
投資先企業の経営に影響を与え、企業価値の向上につながる重要な手段と考えており、定型的・短期的な基準のみ画一的に賛否を判断するのではなく、中期的な企業価値向上、株主還元につながるかの視点に立って判断を行います。
また、投資先企業において当該企業の発展と株主の利益を重視した経営が行われているか等に着目し、議案ごとに検討を行い、議案への賛否を判断いたします。

［原則1－7．関連当事者間の取引］
取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、規程に基づき取締役会での審議・決議を要することとしています。

［原則3－1．情報開示の充実］
1. 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
経営理念（基本理念・社訓）を当社ホームページに掲載しております。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方を当社コーポレート・ガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。

3. 経営陣幹部・取締役の報酬決定方針と手続き
取締役及び監査役の報酬についての決定に関する方針は定めておりませんが、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、株主総会の決議による報酬総額の限度内で、取締役の報酬は取締役会の決議により、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。
なお、［補充原則4－2(1)］に関して、経営陣幹部の報酬については、固定給部分（基本報酬）と業績連動部分（役員賞与）とで構成しております。執行役員については、基本報酬のうち一定額を役員持株会への拠出により当社株式の取得に充て、取得した株式は在任中は継続して保有します。

4. 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者指名の方針と手続き
取締役及び監査役の指名に当たっての方針・手続きについては定めておりませんが、取締役候補者指名に当たっては当社グループ全体の更なる発展に貢献することを期待でき、管掌部門の問題を的確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること等を総合的に判断し、指名を行っております。
また、監査役候補者の指名に当たっては、取締役の職務執行を監査し、経営の健全性確保に貢献できる等を総合的に判断し、指名を行っております。

5. 個々の選任・指名についての説明
取締役及び監査役各候補者の経歴等については、株主総会招集ご通知に記載しております。

【原則４－１．取締役会の役割・責務(1)】
補充原則４－１(1)
取締役会規程により、取締役会として判断すべき事項を明確にしております。また、経営会議を設置し、取締役会の決定事項等について事前審議をするとともに、取締役会の決定事項以外の重要な事項についても意思決定を行っております。

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】
当社は、社外取締役2名、社外監査役3名を選任しており、当該社外取締役と社外監査役役員全員を独立役員として登録しております。同人らによる取締役会・監査役会等への出席は、独立した中立的な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法及び東京証券取引所が定める基準並びに当社独自の基準をもとに、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し、監督できる高い専門性と豊富な経験を重視しています。

【原則４－１１．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
補充原則４－１１(1)
取締役候補者の指名に関しては、取締役会による的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視及び会社の各機能とグローバルな視点・感覚、経験、各事業部門をカバーできるバランスの確保のため、適材適所の観点より総合的に判断しております。

補充原則４－１１(2)
毎期末に関連当事者間取引の有無・兼任状況を確認するアンケート調査を実施しており、全取締役・監査役の兼任状況について管理する体制を構築しております。その結果は毎年定時株主総会の事業報告、及び有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書において開示しております。

【原則４－１１(3)】（取締役会の実効性）

当社は、コーポレートガバナンスの実効性を高めるための取組みの一環として、取締役会の運営等に質する目的をもって、同会の実効性評価を少なくとも年1回実施することといたします。
実効性の評価については、各ステークホルダーとの協働を図る目的のもと、その結果の概要について情報開示を行うものといたします。

当社取締役会実効性の評価
本年は、対象期間（2016年４月～2017年３月）・対象者（取締役会構成メンバー）とし、質問票によるアンケートを実施いたしました。この結果を踏まえて、取締役会において議論を行い、分析・評価を実施いたしました。
これら分析・評価の概要は次のとおりであります。
(1)当社の取締役会の実効性は総じて確保されているものと認識できる。
(2)取締役会の構成、運営、議題及びサポート体制などの各現況は、いずれにおいても概ね適切であると判断できる。
(3)もっとも、運営上における「資料の事前検討時間・分量」には検討・改善・工夫の余地があるといえる。
上記の結果を踏まえ、(3)については、今後できる限りの改善を図れるよう努めてまいります。
また、これら分析・評価の結果のみにとらわれることなく、当社のコーポレートガバナンスの実効性向上に質するものについては、取締役会において積極的に取り組むものといたします。

補充原則４－１４(2)
取締役及び監査役に対するトレーニングの方針は、取締役及び監査役が自らの役割を十分に果たすべく、各人が随時行うトレーニングと役員合同による年間スケジュールに沿った様々な研修を行うこととしております。これらは、業務上必要な知識習得等のため、また時代の変化に応じた知識や情報を得ることで、当社の発展及び当社グループ各社が所属する業界に寄与できることを目的としております。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、ディスクロージャーポリシーを制定し、投資家・株主からの要望に対応しております。窓口はIR担当部門が行い、その管理監督は管理担当役員が行っております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
シチズン時計株式会社	7,971,814	8.49
日本生命保険相互会社	5,887,239	6.27
株式会社埼玉りそな銀行	4,551,082	4.85
共栄火災海上保険株式会社	4,412,400	4.70
三井住友信託銀行株式会社	3,500,000	3.73
株式会社三井住友銀行	3,432,829	3.66
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,492,000	2.66
株式会社武蔵野銀行	2,171,613	2.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,025,000	2.16
GOVERNMENT OF NORWAY	2,010,801	2.14

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	精密機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
柴田　顕士	他の会社の出身者											
辻　龍也	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柴田　顕士	○	―――	柴田顕士氏は、住友セメント株式会社（現住友大阪セメント株式会社）の取締役支配人人事部長、およびスミセ海運株式会社（現エスオーシー物流株式会社）の代表取締役社長ならびに相談役を務められ、豊富な経験と幅広い見識を有しております。これら企業経営の経験に基づく高い見識と柔軟な判断能力を活かし、社外取締役の職務を適切に遂行していただいております。 同氏は、主要株主・主要取引先等の出身者に該当せず、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」にも抵触することはありません。よって、一般株主との間に利益相反が生ずるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。

辻　龍也	○	―――	辻龍也氏は、日本ピストンリング株式会社の常務取締役を務められ、豊富な経験と幅広い見識を有しております。これら企業経営の経験に基づく高い見識と柔軟な判断能力を活かし、社外取締役の職務を適切に遂行していただいております。 同氏は、主要株主・主要取引先等の出身者に該当せず、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」にも抵触することはありません。よって、一般株主との間に利益相反が生ずるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と定期的に定例会合を開催し、その他必要に応じて随時会合を開催できる体制をとっている。また、監査役の職務を補助するため人事総務部に事務局を設けており、内部監査室を設置し、監査役と定期的に打合せを実施している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高木　権之助	弁護士													
山下　和彦	他の会社の出身者													
鈴木　欽哉	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高木　権之助	○	―――	高木権之助氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営の健全性を確保する十分な知識と高い見識を有しており、社外監査役の職務を適切に遂行していただいております。 同氏は、従前、当社との間で顧問契約を締結しておりましたが、その年額報酬も僅少であるうえ、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」にも抵触することはありません。 よって、一般株主との間に利益相反が生ずるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。
山下　和彦	○	―――	山下和彦氏は、エヌ・ティ・ティ・データ・ソフィア株式会社の取締役副社長を務められ、豊富な経験と幅広い見識を有しております。これら企業経営の経験に基づく高い見識と健全性を確保する十分な知識を活かし、当社取締役の職務執行を監視・監督する立場として社外監査役の職務を適切に遂行していただいております。 同氏は、主要株主・主要取引先等の出身者に該当せず、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」にも抵触することはありません。 よって、一般株主との間に利益相反が生ずるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。
鈴木　欽哉	○	―――	鈴木欽哉氏は、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識・経験を有しており、中立的・客観的な立場から社外監査役の職務を適切に遂行していただいております。 同氏は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツ（平成26年6月就任）の代表社員の一人でありましたが、同年7月には退職のうえ、当社の監査業務にも直接関与したことはなく、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」にも抵触することはありません。 よって、一般株主との間に利益相反が生ずるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、平成27年5月20日開催の取締役会において以下の内容による「社外役員の独立性判断基準」を決議しており、同基準に基づく独立役員の資格を満たす社外役員全員を独立役員として届け出ております。

当社の社外取締役及び社外監査役の独立性については、法令及び金融商品取引所規則が求める独立役員の基準に加え、当社独自の観点から以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならない。

1．　現在および過去5年間において、当社及び子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員、その他重要な使用人（以下、「取締役等」という。）となったことがない者（但し、現任の社外役員を除く）。
2．　当社及び子会社の取締役等の二親等内の親族でない者。
3．　当社の前年度期末の発行済株式総数の10%以上を保有する企業及び団体、若しくは当社が前年度期末の発行済株式総数の10%以上を保有する企業及び団体に所属したことがない者。
4．　現在および過去5年間において、当社グループの主要な取引先企業（当社の前年度連結売上高の2%以上の金額）の取締役等となったことがない者。
5．　現在および過去5年間において、当社グループの主要な取引先（連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先）の取締役等となったことがない者。
6．　現在および過去5年間において、当社及び子会社より役員報酬以外に年額700万円を超える報酬を受領したことがない者。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

平成２１年６月、平成２２年６月において平成１６年７月、平成１７年７月にそれぞれ実施したストックオプションの行使期間が満了。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第91期 (平成28年4月1日～平成29年3月31日)
取締役 (社外取締役を除く) 総額77,150千円 (員数７名)
監査役 (社外監査役を除く) 総額13,800千円 (員数１名)
社外役員　総額20,250千円 (員数８名)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

業績等を勘案し取締役会及び監査役の協議により決議しております。
取締役の報酬限度額は、平成18年６月23日開催の第80回定時株主総会において年額１億80百万円以内と決議しております。
また、監査役の報酬限度額は、平成18年６月23日開催の第80回定時株主総会において年額48百万円以内と決議しております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役 (社外監査役) 専従担当は設置していない。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 会社の機関の概要
当社は監査役制度を採用しており、取締役６名 (うち社外取締役２名)、監査役４名 (うち社外監査役３名) であります。なお、当社の取締役会及び監査役会は全て男性で構成されております。当社は、取締役会を当社事業に精通した取締役で構成することで、経営の効率化を図る一方、社外監査役を含む監査役機能の充実により、経営の健全性の強化をこれからも図って参ります。
(2) 監査役の機能強化に向けた取組状況
当社は3名の社外監査役を招聘し、社外の専門的見地から、重要会議等において助言・提言をいただき、意思決定の妥当性・適正性を確保しております。当社は社内規程に従い、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議する事項については、監査役全員で構成される「監査役会」を原則毎月開催しております。また、監査役監査を補助するため、企画部に事務局を設置しており、監査役監査の遂行を支える体制を確保しております。
(3) ガバナンス委員会
当社は、平成28年6月22日付をもって執行役員制度およびガバナンス委員会を導入しております。執行役員制度においては取締役会の役割から「業務執行機能」を分離し、「意思決定・監督機能」に集中させることを目的とする一方、ガバナンス委員会においてはその構成員を社外役員中心とすることで「経営の透明性確保」を目的とし、より一層のガバナンス強化・充実を図って参ります。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社及び当社グループ経営に関わる重要事項は、社内規程に従い、経営に係わる重要方針、及び業務執行に関する重要事項等については、常勤取締役及び常勤監査役で構成される「経営会議」(原則月1回以上) において協議決定しております。さらに、法令または定款の定める事項のほか、取締役会規程の定める事項については、「取締役会」(原則月1回以上) において意思決定を行っております。
取締役会での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、業務担当取締役、執行役員らが迅速に遂行しております。また、内部統制機能を確立するため、組織規程や職務権限規程においてそれぞれの組織権限や実行責任者の明確化、適切な業務手続を定めております。
弁護士・会計監査人のコーポレート・ガバナンスへの関与状況につきましては、顧問弁護士からは適宜指導を受けるとともに、会計監査人には有限責任監査法人 トーマツを選任し、定期的に当社グループ全体への監査が実施されております。なお、会計監査業務を執行した公認会計士は高橋　勝氏、松浦　竜人氏の2名であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他14名であります。
監査役4名 (社外監査役3名) は取締役会に毎月参加するなど、取締役の職務執行を十分に監視できる体制になっており、各事業所への監査も定期的に行っております。また、監査役は会計監査人より会計監査の方法と結果の報告を受けるなど、相互連携に努めております。
当社は、以上のような体制により、公正で効率的な企業経営を行えるものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主の皆さまが十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めて参ります。 招集通知を法定期日より早期に発送することに努めるとともに、発送日前に、当社及び東京証券取引所のウェブサイトに開示いたします。 2016年度からは発送前ウェブ開示を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	平成29年6月22日定時株主総会開催。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、ディスクロージャーポリシーを制定し、投資家・株主からの要望に対応しております。窓口は広報・IR担当部門が行い、その管理監督は管理担当役員が行っております。 なお、ディスクロジャーポリシーについては、当社ホームページに掲載しています。 （http://www.rhythm.co.jp/disclosure/）	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、2016年度から同年4月を初年度とする3か年の中期経営計画を開示するとともに、定期的な決算説明会を実施しております。 なお、決算説明会については、当社ホームページにて動画配信をしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明資料、有価証券報告書、報告書等を当社ホームページに掲載。	
IRに関する部署（担当者）の設置	企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス・マニュアルにおいて行動規範及び行動指針として規定。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を制定しております。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
   (1) コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス推進室を設置し、当社グループ（当社及び子会社から成る企業集団をいう。以下、同じ。）役員及び従業員に教育を実施するなど、コンプライアンスの推進を図る。また、当社役員で構成するコンプライアンス推進委員会、は当社グループに設置した「コンプライアンス推進会議」から定期的に推進状況の報告を受け、職務の執行においてコンプライアンス違反がないことを確認する。
   (2) 「リズムグループコンプライアンスマニュアル」を制定し、当社グループ役員及び従業員の遵守徹底を図る。
   (3) 当社グループ内における法令若しくは定款等に違反する行為、または不正行為による不祥事の未然防止及び早期発見を図るため、「内部通報制度」を設け、社内及び社外に相談窓口を設置する。
   (4) 内部監査室を設置し、監査計画に基づき当社グループにおける業務執行が法令及び社内規程に適合しているか否かの監査を実施する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
   (1) 法令及び社内規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を適切に保存及び管理を行う。
   (2) 取締役及び監査役からこれらの文書の閲覧請求があった場合、直ちに対応可能な体制を整備し、維持する。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
   (1) 「経営危機管理規程」を制定し、リスク管理の方法等の基本事項を定め、リスクの低減に努めるとともに、当社グループ共通のリスク管理については当社主管部門が子会社各社と協働し損失の発生を未然に防ぐ。
   (2) 有事においては、必要に応じ対策本部を設置し対応にあたる。
4. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
   (1) 当社グループでは定例取締役会を原則毎月１回以上開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び定款に定める事項のほか、取締役会で決議及び報告すべき重要事項を定めたグループ共通の「取締役会規程」に基づき意思決定を行うとともに、取締役の業務執行を監督する。
   (2) 取締役会の機能強化と迅速な意思決定を図るため、経営に係わる重要方針及び業務執行に関する重要事項のほか、「経営会議規程」で定める事項について経営会議で協議決定する。
   (3) 取締役会及び経営会議の決定に基づく業務執行は、「組織規程」「職務権限規程」及び「業務分掌規程」において、それぞれの責任者の権限及び責任を明確化するとともに、執行手続の詳細について定める。
5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
   (1) 子会社の運営については、その自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に基づき行い、当社グループに係わる重要事項については、定期的にグループ会議を開催し、協議する。
   (2) 子会社の経営の重要事項に関しては、社内規程に基づき当社の事前承認、または報告を求めるものとする。また、事業計画等の報告は定期的に受け、業務の適正性を確認する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
   (1) 監査役の職務を補助するため管理担当部門に事務局を設ける。
   (2) 事務局の人数、人選等は常勤監査役と取締役が協議のうえ決定する。
7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
   (1) 事務局員の人事異動については、取締役からの独立性を確保するため、監査役会の事前の同意を得るものとする。
   (2) 事務局員は、監査役かち調査や説明、報告を求められたときは、監査役の指揮命令に従うものとする。
8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
   (1) 当社グループの取締役は、会社に法令若しくは定款に違反する行為、又は著しい損害の生じる恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。当社グループの使用人は、前述の事実を発見したときは、直ちに取締役に報告する。
   (2) 当社グループの取締役は、監査役から業務の執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。
9. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
   当社グループ各社は、法令及び「リズムグループコンプライアンスマニュアル」に基づき、監査役に報告をした者に対して、報告を理由とした懲罰、不当な配置転換等、報告者にとって不利益な取扱いを行うことを禁止する旨、役員及び従業員に周知徹底する。
10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続等に係る方針に関する事項
   (1) 監査役の職務の執行のために必要な費用については、職務の執行が円滑に行われるよう前払又は償還の手続等について、監査役の請求に従い円滑に行う体制を整備する。
   (2) 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。
11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
   (1) 監査役が取締役会及び経営会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる環境を整備する。
   (2) 監査役は会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について代表取締役や他の取締役と定期的に意見交換を行う。
   (3) 監査役は会計監査人と適宜情報交換を行い、相互連携を図る体制をとる。
12. 財務報告の信頼性を確保するための体制
   (1) 当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令の主旨に則り、「財務報告に係る内部統制構築の基本方針」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の整備運用を行い、その有効性を継続的に評価、報告する。
   (2) 内部監査室は財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を検討、評価し、監査を受けた部門は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス行動指針において、反社会的勢力からの不当な要求に応じたり、あるいは反社会的勢力を利用する等の行為は行なわないことを遵守事項として定めております。 また、反社会的勢力への対応部署を人事総務部と定めるとともに、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）等に加入し、反社会的勢力からの物品購入等の不当要求の排除やこれらに関する情報収集を行っております。支店などに不当要求があった場合には、人事総務部に連絡が入り必要に応じて警察及び顧問弁護士と相談し、対応することとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

---

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

本コーポレート・ガバナンス報告書提出日現在における当社の「ガバナンス体制」は次のとおりです。

